

## 第9章 事後調査計画

### 9.1 事後調査計画

予測・評価の結果、並びに環境保全措置を踏まえて、表 9-1-1 に示すとおり事後調査を行う。

なお、事後調査結果については、地元公表するとともに、適時、広島市に報告することとする。

#### 9.1.1 水質

当該処分場から砒素等による影響はないものと予測されるが、廃棄物の搬入管理の不確実性等から砒素等の溶出も否定できないことから、沢等による水の汚れを把握するため、砒素及び鉛について、濃度が高くなると考えられる湯水期に年 1 回の調査を実施する。

調査地点は、沢水 5 ヶ所（図 7-7-2, P7-80 に示す S09, S11, S14, S16, S17）とする。また、処理施設を設けるため、砒素と鉛について、沢水と同時期に処理前の水及び処理水を分析する。

沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、上流部に新しく調査地点を設置する。

#### 9.1.2 地下水汚染

地下水汚染調査結果（図 7-6-2, P7-72 参照）に示すとおり、砒素及び鉛は地下水汚染等検査項目の基準値を超える値がみられたことから、砒素は月 1 回（季節変動があるため）、鉛は年 1 回の調査を実施する。

調査地点は、観測井戸 8 ヶ所及び放流槽の計 9 地点（図 9-1-1 参照）とする。

観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、上流部に新しく観測井戸を設置する。

#### 9.1.3 土壌汚染

観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、上流部に新しく観測井戸を設置するが、その時、砒素及び鉛の土壌調査を実施する。

覆土及び表土に使用する土砂については、事前に土壌汚染対策法に定める砒素等の含有量調査を実施し、基準に適合する土砂の分布範囲を特定する。

掘削時も、適宜砒素等の含有量調査を行う。

#### 9.1.4 植物

植物調査結果（表 7-10-11, P7-234 参照）に示すとおり、エビネ及びキンランが生育しているが、事業計画の実施により、生育地の一部を消失することから、専門家の助言を受けながら移植を行い、生育状況に応じて植物調査を実施する。

表 9-1-1 事後調査計画概要

調査項目		調査時期	調査方法等	調査地点及び調査頻度
水質	砒素	埋立期間中	水質汚濁に係る環境基準について(昭46年環告59号)	沢水(S09,S11,S14,S16,S17)及び処理施設の処理前の水及び処理水の7地点 <sup>注1)</sup> (年1回:濃度の高いと考えられる湧水期)
	鉛			
地下水汚染	砒素		地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環告10号)	観測井戸8ヵ所 <sup>注1)</sup> 及び放流槽(月1回)
	鉛			観測井戸8ヵ所 <sup>注1)</sup> 及び放流槽(年1回)
土壌汚染	砒素 鉛	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環告46号) 土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環告19号)	新しく設置する観測井戸 <sup>注1)</sup> (1回) 覆土及び表土の分析については、事後調査計画書に記載する。	
植物	エビネ キンラン	生育状況により判断する	現地踏査による	生育状況により判断する。

注1) 沢及び観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、上流部に新しく沢水の調査地点及び観測井戸を設置する。

## 9.2 事後調査後の対応方針

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、表 9-2-1 に示すとおり対応方針を検討する。

表 9-2-1 対応方針

項目		対応方針
水質	砒素	沢水については、自然由来による水質変化を把握することが目的であり、基準値を上回った場合でも、対策等は行わない。 処理施設からの処理水については、砒素及び鉛が0.01mg/lを上回った場合は、処理方法等の検討を行う。
	鉛	
地下水汚染	砒素	基準値(地下水等検査項目)を上回った場合は原因を究明するとともに適切な措置を講じることとする。 具体的には、埋立て以前の観測井戸 No.1 から最高で砒素 0.022mg/l、鉛 0.13mg/l (P3-28,図3-1-7(2)参照)が検出されており、この最高値を上回る場合は、直ちに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、水質調査の頻度を高める等の対策を講じ、原因を追求することとする。なお、砒素等を除去するため処理施設を設置し、埋立区域内の浸透水を処理し、普通河川(大滝川)に放流する。
	鉛	
土壌汚染	砒素	基準値(土壌汚染対策法の指定基準等)を上回った場合は、土壌汚染対策法に準じて汚染土壌を適正に処分する。 具体的には、法的に処分可能な最終処分場又は埋立場所等へ投入する。 覆土及び表土については、含有量基準値に適合する土のみを使用し、基準値を上回る土砂及び岩石の分布する範囲は、できる限り改変しない。
	鉛	
植物	エビネ キンラン	エビネ、キンランの再移植を行う。

